

いつもお世話になります。

天皇陛下の生前退位が2019年4月30日に決まり、平成から新たな元号に変わります。

昭和→平成→新たな元号に生きることになりそうです。昭和は激動の時代、平成は何の時代として象徴されるのでしょうか？

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

見えなところを
きれいにすると
見えるところが
光りだす

松下 幸之助

(出典「心にズドンと響く運命の言葉」より)

幸せを手に入れる

幸せを手に入れるんじゃない。
幸せを感じることで
できる心を
手に入れるんだ。

甲本 ヒロト (ミュージシャン) より
(元気手帳4)

今月のいろいろ「掲示板」

【商工会青年部全国大会 沖縄大会】

11月21, 22日と沖縄で開催された商工会青年部の全国大会に出席しました。全国の各地域から選ばれた部員の「青年部活動と私」を中心とした主張発表で素晴らしい話を聴くことができました。



知っとこ！「税務のママ知識」

仮想通貨に関する所得の計算方法等について



1 仮想通貨の売却

保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した場合、その売却価格と仮想通貨の取得価格との差額が所得金額となります。

2 仮想通貨での商品購入

保有する仮想通貨を商品購入の際の決済に使用した場合、その使用時点での商品価格と仮想通貨の取得価格との差額が所得金額となります。

3 仮想通貨との交換

保有する仮想通貨を他の仮想通貨を購入する際の決済に使用した場合、その使用時点での他の仮想通貨の時価（購入価格）と保有する仮想通貨の取得価格との差額が、所得金額となります。

4 仮想通貨に関する所得の所得区分

ビットコインをはじめとする仮想通貨を使用することによる損益は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されることとしていますが、例えば、事業所得者が、事業用資産としてビットコインを保有し、決済手段として使用している場合、その使用により生じた損益については、事業に付随して生じた所得と考えられますので、その所得区分は事業所得となります。

このほか、例えば、その収入によって生計を立てていることが客観的に明らかであるなど、その仮想通貨取引が事業として行われていると認められる場合にも、その所得区分は事業所得となります。

5 損失の取扱い

仮想通貨の取引により、雑所得の金額に生じた損失は、雑所得以外の他の所得と通算することはできません。

※1 か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超えると確定申告が必要となります。

引用：ProFIT

事務所あれこれ日記

【ランチミーティング】

先日、ランチミーティング兼、これから繁忙期を迎える前の決起集会的なランチ会を事務所スタッフで行いました。事務所にとっては12月の年末調整から確定申告まで毎年怒涛のように過ぎていきます。業務に関して皆様にもご協力いただくことがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com